

議案第 80 号

桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年桐生市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 80 号 桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

地方公営企業法が適用される水道事業において、条例で定めることで、地方自治法の規定を準用させることができる事項について本条例で定めるため、所要の改正を行おうとするものです。